

第 17 回化学物質と環境円卓会議 議事録

1. 開催日時：平成 18 年 2 月 21 日（火） 13 時 00 分～16 時 00 分

2. 開催場所：メルパルク東京 瑞雲（5 階）

3. 出席者（敬称略）

< ゲ ス ト >

戸田 英作 環境省環境保健部環境安全課課長補佐
豊田 耕二 （社）日本化学工業協会 JRCC 事務局長代理

< 学識経験者 >

北野 大 淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
原科 幸彦 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授

< 市 民 >

有田 芳子 主婦連合会
大沢 年一 日本生活協同組合連合会環境事業推進室長
後藤 敏彦 環境監査研究会／サステナビリティ・コミュニケーション・ネット
ワーク（NSC）代表幹事
崎田 裕子 ジャーナリスト、環境カウンセラー
角田 季美枝 バルディーズ研究会運営委員
中下 裕子 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長
村田 幸雄 （財）世界自然保護基金ジャパン シニア・オフィサー

< 産 業 界 >

岩本 公宏 （社）日本化学工業協会環境安全委員会委員
瀬田 重敏 （社）日本化学工業協会広報委員会顧問
中塚 巖 （社）日本化学工業協会 ICCA 対策委員長
吉村 孝一 日本石鹼洗剤工業会環境・安全専門委員長
越智 徹 （社）日本電機工業会 2005 年化学物質総合管理専門委員会委員長
浅川 和仁 （社）日本自動車工業会環境統括部副部長（八谷道紀代理）
嵩 一成 日本チェーンストア協会環境委員

< 行 政 >

片桐 佳典 神奈川県環境農政部次長
佐々木 弥生 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
（黒川達夫代理）
滝澤 秀次郎 環境省環境保健部長
獅山 有邦 経済産業省製造産業局化学物質管理課長（塚本修代理）
藤本 潔 農林水産省大臣官房環境政策課長（吉田岳志代理）
（欠席） 安井 至 国際連合大学副学長
（事務局） 上家 和子 環境省環境保健部環境安全課長

4. 資料

[事務局が配布した資料]

- 資料 1 - 1 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチについて
(戸田さん発表資料)
- 資料 1 - 2 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチについて
(戸田さん配布資料)
- 資料 1 - 3 第 3 次環境基本計画案 第二部第 1 章第 5 節化学物質の環境リスクの低減
(戸田さん配布資料)
- 資料 2 SAICM に対する化学産業界の対応 (豊田さん発表資料)
- 資料 3 市民にとっての SAICM (村田さん発表資料)

[事務局が配布した参考資料]

- 参考資料 1 第 16 回化学物質と環境円卓会議議事録 (メンバーのみ配布)
- 参考資料 2 化学物質と環境円卓会議リーフレット

1. 開会

上家:時間がまいりましたので、第 17 回化学物質と環境円卓会議を開催させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。化学物質と環境円卓会議は、化学物質の環境リスクに関する情報を市民、産業界、行政、学識経験者間で共有し、相互理解を進めるため、平成 13 年に設置されたものです。幅広い方々にこの円卓会議に御参加いただく機会を作り、化学物質に関するリスクコミュニケーションをより推進していくために、前々回は愛知県において、前回は福島県において開催いたしました。今回はまた東京に戻ってまいりました。本日は、北野さんに司会をお願いしています。今後の進行につきましては、北野さんをお願いします。

北野:皆さんこんにちは。ただ今から第 17 回化学物質と環境円卓会議を開催いたします。午後 1 時という時間は眠い時間帯ですので、御発表される 3 人の方には、我々を寝かさなような元気の良い発表をお願いできればと思います。また、報道機関から本日のこの会議の写真撮影とその後の掲載についてお申し出がありますが、メンバーの皆さん、写真撮影と掲載はよろしいでしょうか？

(全員、了解)

それでは、承認を頂きましたので、撮影をしていただいて結構です。今回は、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の策定と今後の化学物質対策」について、意見交換を行うこととしています。これに当たり、環境省環境保健部環境安全課課長補佐 戸田英作さん、日本化学工業協会 JRCC 事務局長代理 豊田耕二さん、世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサー 村田幸雄さんから、それぞれ質疑応答を含めて 30 分程度、情報提

供を行っていただきます。その後、休憩を挟んで、メンバーで意見交換をしたいと思います。それでは、議事に入る前に事務局の方から本日のメンバーの出席状況等と資料の確認などをお願いします。

上家：メンバーの交代はありません。代理出席は、産業側から八谷道紀さんの代理で浅川和仁さん、行政側から、吉田岳志さんの代理で藤本潔さん、黒川達夫さんの代理で佐々木弥生さん、塚本修さんの代理で獅山有邦さんが御出席です。本日の御欠席は、学識経験者の安井至さんです。次に、配布資料の確認をします。資料1-1から1-3は、戸田さん講演資料、資料2は、豊田さん講演資料、資料3は、村田さん講演資料です。参考資料1の第16回化学物質と環境円卓会議議事録については、本円卓会議のメンバーのみに配布しているものですが、既にメンバーに御確認いただき、環境省HPに掲載済みです。参考資料2は化学物質と環境円卓会議リーフレットで、毎回必要に応じて改訂しながら配布しています。今回修正はありません。最後に、本日の化学物質と環境円卓会議に御参加いただいた感想等を御記入いただくアンケートを用意しています。こちらは、傍聴者の皆様にものみ配布しています。会議終了後、御提出くださいますようお願いいたします。また、過去の化学物質と環境円卓会議において配布しました化学物質ファクトシート2004年度版については、今回資料としては配布していませんが、会場入口に置いてありますので、御自由にお持ち帰りください。以上です。

北野：それでは、早速、議論に移りたいと思います。今回の議題は「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の策定と今後の化学物質対策」ということで、会議冒頭にもお話ししましたとおり、3人の方からお話いただき、それぞれ簡単な質疑応答をします。その後、休憩を挟み、メンバーで意見交換をしたいと考えていますので、よろしくお願ひします。それでは、はじめに、環境省環境保健部環境安全課課長補佐の戸田さんより御発表いただきしたいと思います。戸田さん、よろしくお願ひします。

戸田：[スライド1] 環境省環境安全課の戸田です。よろしくお願ひします。SAICMについて説明します。昨年6月に開催された第14回円卓会議でもSAICMについての動きなどを御説明しました。その際は、SAICMの地域会合に出席してきた者としての話題提供でしたが、今回は行政側の代表ということになるかと思ひます。ただし、SAICMは採択されたばかりの文書であり、政府内にあるSAICM関係省庁連絡会議をまだ開催していない状況ですので、政府として何を行うのか、と聞かれた時に正確なお答えができるような段階ではありません。しかし、文書が採択されたばかりのこの段階で円卓会議に参加される皆さんの御意見を伺えることは良いことだと感じています。

発表の構成ですが、まずはSAICMの経緯と概要についてお話しします。その後、現在策定手続きを進めている今後5年間の環境行政の基本を定める環境基本計画の中で化学物質管理をどのように扱っているのか、ということについてお話しします。資料については、先ほど事務局から説明があったように、講演資料は、資料1-1です。資料1-2は、SAICMの本文とその説明資料です。資料1-3は、環境基本計画の原案です。こちらに来る前にSAICM

のホームページ (<http://www.chem.unep.ch/saicm/>) を確認しましたが、現時点で採択された SAICM の英文の文書は、アップされておらず、UNEP (注、United Nations Environment Programme ; 国連環境計画) が記者発表をした資料が 1 枚だけアップされていました。ICCM (注、International Conference on Chemicals Management ; 国際化学物質管理会議) の会合の翌日から開催された UNEP の会合 (注、第 9 回管理理事会特別会合及びグローバル閣僚級環境フォーラム) で配布された文書は、紙ベースで持ち帰りましたが、電子情報では公表されていません。和訳したものは既に環境省のホームページに掲載していますので、日本語版が世界一早くインターネット上に載ったと言えます。

[スライド 2]

SAICM とは、戦略的アプローチ (Strategic Approach) です。どこが戦略的かといいますと、まず、2020 年目標というものを定めています。2020 年目標とは、2002 年の持続可能な開発に関する世界サミットにおいて定められた、持続可能な開発に関する行動計画の中の化学物質分野の目標として定められた「化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること」を指します。具体的には、「リスク削減」、「知識、情報と公衆の意識」、「ガバナンス」、「能力向上と技術支援」、「不法な国際取引の防止」という中目標があります。これらの目標を達成させるために具体的な「財政的事項」や「原則とアプローチ」、「実施と進捗の評価」などについて定めています。こういった戦略を示しているということで戦略的アプローチであると言えます。

[スライド 3]

SAICM の「International」に込められた意味について説明します。1 つは、化学物質のグローバルな生産・消費です。SAICM が終わった後にパリで開催された OECD (注、Organisation for Economic Co-operation and Development ; 経済協力開発機構) の化学品会合に参加し、そこで OECD の化学品プログラムの新しいパンフレットをもらいました。その中には、化学産業の生産高は年間 1.5 兆ドルで、貿易によって取引される工業品の 9% を占めている。化学工業の 75% が OECD 諸国で占めており、残りの 25% が非 OECD 諸国である、といったことが書かれています。ここで示されているとおり、化学工業は非常に大きな産業であると同時にグローバルな産業です。その中で 75% という OECD 諸国の割合を高いと見るか、低いと見るかの判断は難しいところです。75% を占める国々で実質的な作業が行われているというようにも言えますし、残りの 25%、特に主要国であるインドや中国などにおいて化学品の生産量が伸びているという点で、そちらが非常に重要になってくるという見方もできるかと思います。2 つ目に、化学産業そのもの、化学品そのものにグローバルな性質があるということです。化学物質は当然貿易によって移動するため、ある国の規制が他国の企業に影響を及ぼすことがあります。このことから、OECD を通じた全世界で利用可能な安全性データの相互受け入れや分類表示の国際調和 (GHS、Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals ; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) が合意されました。このような化学品の安全性に対する国際調和と国際協調による安全性評価が必要です。3 つ目に、対処能力の南北格差があります。OECD 諸国には、化学物質を管理するための法律が整備されていますし、評価を行うためのリソースもあります。しか

し、発展途上国には、そのような制度が整備されていないところが多く、また、制度はあってもなかなか運営できないといった悩みがよく聞かれます。こういった対処能力の形成が必要であるということも挙げられます。

[スライド4]

SAICM は化学物質の管理を目的とし、その対象は工業化学品や農業用化学品です。医薬品や食品添加物などについては個別の法律で規制されている限りにおいてそれを除く、というふうに書かれています。主として、工業化学品と農業化学品の生産、消費、廃棄などの全ライフサイクルをカバーするものです。生産される化学品だけでなく、非意図的な放出、例えば、燃焼によって発生するダイオキシン類なども対象になっています。化学物質の管理には、有害性と曝露を考慮したリスクの科学的な評価を行い、その評価に基づいたリスク削減が基本的なアプローチになります。有害であるということだけでなく、どの程度人や生物に摂取されるのか、ということも考慮し、その上でリスク削減を行うアプローチが基本です。科学的な評価は完全ではないが、科学的な知見が不十分であるからといって対策を延期してはいけない、という予防的アプローチを適用することが書かれています。以上、SAICM に含まれる言葉の意味を私なりに解釈しました。

[スライド5]

SAICM の経緯について少し詳しく説明します。国際的な化学物質対策は今に始まったわけではありません。1971年にはOECDの化学品プログラムが開始されています。また、1982年にWHO（注、World Health Organization；世界保健機関）で国際化学品安全性プログラムが開始されています。国際条約では、1985年にフロンを規制したオゾン層保護のためのウィーン条約がありますが、この辺りが国際的な化学物質対策の初期段階と考えます。こういった経緯を受け、1992年の地球サミットにおいてアジェンダ21（注、21世紀に向けた持続可能な発展のための環境保全行動計画）が採択されました。その中の第19章に有害化学物質管理の項目があります。ここにリスクやハザードの評価、情報の普及などの項目が既に体系的に書かれています。これを受け、1994年に化学物質の安全性に関する政府間フォーラムが設立され、これまで4回の会合が開催されました。また、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて、2005年までにSAICMを作成することが決定されました。2006年の始めにずれ込みましたが、概ねスケジュールどおりにSAICMは採択されました。

[スライド6]

この決定を受け、準備会合が3回、場所はバンコク、ナイロビ、ウィーンで開催されました。その後、2006年2月4日から6日にドバイで開催されたICCMにおいて活発な議論を経た後、6日の深夜12時を回ってからSAICMは採択されました。このドバイの会合には、150以上の国及び国際機関、産業界やNGOなどの代表者もたくさん参加したとSAICMの事務局は説明しています。

[スライド7]

SAICMの実施についてですが、まず、2月7日から9日までドバイで開催されたUNEPの特別管理理事会において承認されました。さらに、WHOやILO（注、International Labour Organization；国際労働機関）、FAO（注、Food and Agriculture Organization；国連食糧農

業機関)などの関連する様々な国際機関にも承認のために提出されることになっています。そのうちの1つの機関にOECDがありますが、今回OECDの会合でSAICMの本文が配布できなかったため、11月の会合の際に議論されることになっています。ICCMの第1回会合はドバイで開催されましたが、最初は3年毎に開催され、最後は、2020年に開催されることが決まっています。地域会合についても開催が予定されていますが、具体的な計画は未定です。

[スライド8]

SAICMの本文は、3つの文書から構成されています。1つは、ハイレベル宣言で、正式には国際的な化学物質の管理に関するドバイ宣言と言います。2つ目は、包括的方針戦略、3つ目は世界行動計画です。世界行動計画そのものは、「採択」されたという言い方はされておらず、関係者がとるであろう行動についてのガイダンス文書として作成され、今後これを発展させていくという内容になっています。法的にはこれら3文書が採択されたといっても間違いではありませんが、位置付けの違いは認識されています。

[スライド9]

国際的な化学物質の管理に関するドバイ宣言は、30項目からなります。それぞれの国が盛り込むべき内容を挙げ、議論の末に出来上がりました。すべての項目についてそれぞれの国の思い入れがあり、このうちのいくつかをピックアップするのは非常に難しいですが、おおよその内容を紹介します。まず、問題意識として、地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要となっているということ。そして、ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標が再確認されたこと。また、子供、胎児、脆弱な集団を保護するということが特に必要であるということ。化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を公衆に利用可能とすること。国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中にSAICMを統合し、各機関においてこれを実施していくこと。すべての関係者の対応能力を強化する、つまり、キャパシティビルディングを行う必要があるということです。また、財源的な観点から、国家的又は国際的な資金を活用すること。南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施していくことなどが書かれています。

[スライド10]

包括的方針戦略の5つの目標について説明します。「リスク削減」は、2020年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止し、排出を最小化することを目標としています。その際に、優先的に検討される物質群は、残留性蓄積性有害物質(PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等と書かれています。「知識と情報」には、化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となることが書かれています。「ガバナンス」には、化学物質管理のための包括的、効果的、透明で適切な国際的・国内的なメカニズムの確立が書かれています。「能力向上及び技術協力」には、先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正が書かれています。「不法な国際移動」は、特に途上国において非常に重視されている問題であり、有害な物質について不法な国際移動を防止することが重要であ

ると書かれています。

[スライド 11]

こういった目標を受け、「財政的考慮」には、先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」の開始があります。このプログラムのため、国際的なファンドが設立され、いくつかの国が拠出を行うことを表明しています。我が国の場合、そのファンドに拠出するより、既存の二国間・多国間協力の開発援助プログラムを活用することを考えています。また、経済的手法、外部コストの内部化について検討します。特に、途上国において化学物質を規制する際、どのように体制を整備していくのか、という問題があり、化学物質管理に必要なコストについて、経済的な手法でそのコストをまかなうことを検討するというものです。「原則とアプローチ」については、様々な議論が交わされましたが、1992年の環境と開発に関するリオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認することとなりました。「実施と進捗の評価」については、2020年までにICCMを4回開催し、SAICM事務局をUNEP内に設立する。また、必要に応じて地域会合を開催しながら、SAICMを実施していくことが書かれています。

[スライド 12]

世界行動計画には、SAICM実施のためのガイダンス文書として、地域会合や準備会合で提案された273項目の行動について、実施主体やスケジュール等が示されています。

[スライド 13]

SAICMが採択されたことを受けての我が国の対応について説明します。まず、第3次環境基本計画案について、2月3日から2月28日までをパブリックコメントの期間としています。本文は、環境省のホームページからダウンロードすることができます (<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>)。意見を募集し、できれば今年度内に閣議決定にまで持っていくスケジュールを考えています。環境基本計画にはSAICMの考え方を盛り込む必要があると考えており、案の策定段階からSAICMの内容を考慮した文書を作成しています。

[スライド 14]

第3次環境基本計画における化学物質対策には、4本の柱を掲げています。それは、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」、「国際的な取組」です。

リスク評価の曝露・有害性情報の不足の解消について3つ掲げています。まず、既存化学物質の安全性点検の加速化です。約2万種ある既存化学物質のうち、平成16年度までに安全性調査済み又は調査着手済みの物質数は、分解性・蓄積性が1455物質、人毒性が275物質、生態毒性が438物質です。官民連携によりHPV（注、高生産量化学物質）の有害性情報を収集・発信する「JAPAN チャレンジプログラム」を推進します。さらに、2020年目標に向けて安全性点検を強化していくことを掲げています。2つ目の環境モニタリングの推進では、化学物質対策の基礎となる環境中の化学物質の状況についてのモニタリングを実施していきます。3つ目は曝露情報の整備の推進についてです。「暴露」と書きますと、暴露された情報が書かれていると思われるかもしれませんが、これは化学物質がどれだけ人体に摂取されているか、又は環境中でどれだけ生物が取り込んでいるか、という意味での曝露情報の整備の

推進を意味します。製造量、使用量、用途等の環境リスク評価に必要な情報を把握し、2020年までに主要な化学物質についてのトータルな流れを把握するという目標を掲げています。

[スライド 15]

「環境リスクの管理」の内容について説明します。発生源周辺の居住地域も含め、環境基準や指針値をどのように維持し、達成していくか。また、利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Techniques）を用いて環境負荷低減対策を推進していく。製造、使用、排出の制限だけでなく、自主管理や公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使して環境リスクを管理していく。化学物質のライフサイクルに係るアプローチやより安全な代替物質への転換、さらにその代替物質についても安全性も評価していくこと。POPs（注、Persistent Organic Pollutants；残留性有機汚染物質）や有害な重金属、発がん物質等、特に懸念すべき物質については、できる限り環境への排出を抑制していくということ。また、負の遺産を適正処理していくこと等を柱として掲げています。

[スライド 16]

「リスクコミュニケーションの推進」について、今後は適切な情報を正確に伝えることが必要であることから、有害性等に関するデータベースの構築や個々の商品選択に役立つような情報提供を行っていくことなどがあります。

[スライド 17]

「国際的取組」では、我が国の経験を生かし、現在、東アジア諸国において POPs モニタリングを主導して行っています。また開発途上国において、日本の経験を踏まえた化学物質管理システムの構築への支援をしていくこと。さらに、国際的な調和や国際分担による有害物質の評価などを行っていくことを柱として掲げています。

[スライド 18]

SAICM に掲げられている科学的なリスク評価に基づくアプローチやライフサイクルの考慮、物質の代替、予防的アプローチで対処していくことなどは、第3次環境基本計画に盛り込んでいます。さらに、SAICM を今後どのように対応していくのか、ということについては、SAICM 関係省庁連絡会議で対応します。これは、環境省が幹事となり、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省からなる連絡会議です。これを早期に開催し、今後の取組を検討していく必要があると考えます。また、その他にも化学物質に関係する関係省庁連携体制がありますので、そういったものも活用し、政府一体となり SAICM に対応していきたいと考えています。以上です。

北野：ありがとうございました。SAICM についての検討の経緯や構成、内容、それを受けて我が国の第3次環境基本計画にどのように反映しているのかについて御説明いただきました。メンバーから、戸田さんのお話に対し、質問等はございますか？片桐さん、どうぞ。

片桐：リスク評価について、すべての参加主体からいろいろな報告を求めるという形になっています。すべての参加主体には、例えば、国以外に産業界や NGO など様々な団体があるか思います。誰もがその評価結果を出せるということでしょうか？また、SAICM の実施に向

けて関係省庁連絡会議があるようですが、日本として報告を行う際に、産業界や NGO など様々な団体の意見を反映した形になるのでしょうか？

戸田：リスク評価を行うのは誰か、というのは難しい問題です。SAICM の中には産業界の責任は重要であり、その責任を確認することが書かれています。日本もそれを受けて官民連携のリスク評価を行っています。その結果をすべての関係者に入手可能なものにするのを書いているのだと我々は理解しています。いろいろな主体がバラバラにリスク評価を行うという意味ではないと考えます。また、SAICM を受け、国としてどのような取組としてまとめるのかについては、ここでの議論も踏まえながらこれから検討していきます。SAICM そのものがマルチステイクホルダーの策定プロセスになっていますので、それも考慮した検討をしていかなければいけないと考えます。

北野：難しいところですね。他に質問はありますか？ 岩本さん、どうぞ。

岩本：国際的な取組が広がっているため、やむを得ないかもしれませんが、SAICM をはじめ、今後様々な英語の略語が出てくるように思います。これらがリスクコミュニケーションを行っていく際に、市民との間にバリアを作ってしまう気がします。内分泌かく乱化学物質は、「環境ホルモン」という非常に分かりやすい名前があったため、流行語大賞のトップテンに入るほどになりました。今後、行政の取組の中で、国民に分かりやすい略称や愛称を考えることも工夫だと思しますので、ぜひお考えいただきたいと思います。

北野：「PRTR」にも同じような問題がありました。PRTR に合う良い日本語がなく、結局 PRTR のままになっています。他に質問はありますか？ 越智さん、どうぞ。

越智：資料 1-1 に「予防的アプローチ」という言葉が出てきます。また、資料 1-3 の環境基本計画案の中にも「予防的取組方法」という表現があります。この言葉は SAICM の本文のどこに出てくるのでしょうか？ 予防的取組方法や予防的アプローチという言葉がとても気になります。

戸田：SAICM の文書に明確に記されています。資料 1-2 の 11 ページ、上から 3 行目に「リオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用すること」とあります。つまり、リオ宣言の 15 原則に記載されているそのものです。

越智：ありがとうございました。

北野：角田さん、どうぞ。

角田：先ほど、包括的方針戦略について御説明されたところで、原則とアプローチについて

はかなり議論があり、最終的にこれに落ち着いたというお話がありましたが、どのように意見が分かれたのか概要をお聞かせいただけませんか？

戸田：ICCMに提出された文書には、「・・・に記されているアプローチ」や「代替原則」等といった表現がたくさんありました。例えば、予防的アプローチであれば、比較的定義がはっきりしていますが、「代替」や「比例 (proportionality)」といった定義があいまいな表現について意見が出ました。定義を明確にするため、ウィーンの会合では長時間の議論が交わされましたが、全くまとまりませんでした。結局、個別に定義を記載するのではなく、これまでのリオ宣言やストックホルム宣言で確認された原則やアプローチを再確認すれば足りるだろう、という結論に至りました。しかし、これらに記述された原則とアプローチというだけでは不親切で分かりにくいという指摘がありましたので、より分かりやすくするためにUNEPが中心となり、補足文書を作成することになっています。

北野：中下さん、どうぞ。

中下：ドバイ宣言のところで「社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要とされている」という御説明がありましたが、どういうことが根本的な改革だとお考えでしょうか？

戸田：根本的な改革が必要なのか、それとも漸進的な対策なのか、という議論がありました。根本的に変えなければいけない部分もありますし、これまでのものを改良していくアプローチで足りるものもあります。我々には、これまでの化学物質対策の蓄積がありますので、それを改善していくというアプローチで良いと考えています。途上国では、化学物質の管理システムが全くないところもありますので、そういう地域では、根本的な見直しが必要だと考えられています。ドバイ宣言では、特に途上国においてそのようなニーズがあるので「根本的な改革が必要とされている」といった書き方がされています。

北野：それでは、続いて、日本化学工業協会 JRCC 事務局長代理の豊田さんより御発表いただきたいと思います。豊田さん、よろしくお願ひします。

豊田：[スライド1] 日本化学工業協会（以下、日化協）の豊田です。私は現在、レスポンシブル・ケア（注、Responsible Care；化学物質の開発から廃棄にいたる全ライフサイクルにわたり、環境・安全・健康を守る活動）（以下、RC）を担当しています。SAICMについては、昨年ウィーンでの会議から参加しています。本日は、SAICMに対する化学産業界の対応について情報提供をさせていただきます。

[スライド2]

SAICMに対する基本的な対応方針について述べます。化学産業界は、SAICMの会合にICCAとして参加しました。ICCAはInternational Council of Chemical Associationsで、

日本語では、国際化学工業協会協議会と訳しています。ICCA は、主要各国の化学工業協会からなり、世界の 75% をカバーする世界最大の団体です。日化協は ICCA に 1990 年から参加しています。ICCA は SAICM を 2002 年の世界サミットで掲げられた目標を実現するためのロードマップであると考え、基本的に歓迎しています。ICCA の基本的な対応方針には 3 つのポイントがあります。1 つ目は、RC 活動をベースに対応します。この RC 活動は、化学産業界における基礎的で非常に重要な活動です。この活動の貢献は、世界サミットやドバイ宣言においても高い評価を受けています。また、SAICM の方向性と非常に合っていると考えます。2 つ目に、RC 活動をベースに対応しながら、さらに、グローバルな活動の強化と化学物質管理の充実を図るため、今回「RC 世界憲章」を制定しました。これは、我々の今後の行動指針の憲法に当たるものです。今後は、この RC 世界憲章に沿って SAICM をサポートしていきます。3 つ目に、SAICM の 1 つの動機になった問題である対処能力の南北問題の格差です。この格差是正のために化学産業界は、発展途上国への Capacity Building (以下、能力向上) の支援を強化、発展させたいと考えます。この 3 点が ICCA の大きな基本方針です。これを受け、日化協の対応として、基本的には ICCA に賛同し、支持、協力をしていきます。また、従来どおり、日本政府との連携の下、新たな RC 活動を推進していきたいと考えています。さらに、アジア諸国への能力向上を強化、発展させていきたいと考えます。

[スライド 3]

RC 活動について説明します。RC を日本語に訳すと「責任ある配慮」になります。化学品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおいて、企業が自主的に環境・安全・健康を確保し、その成果を公表する。そして、社会との対話・コミュニケーションを行う取組です。活動分野は 5 分野にわたります。

[スライド 4]

RC の歩みについて説明します。RC は 1985 年にカナダで誕生しました。その後、1990 年に ICCA が設立され、事務局が置かれました。この時期にグローバル化が始まっています。1992 年に開催された地球サミットにおいて、RC が紹介され、RC の実施が推奨されています。その後、1995 年に日化協で RC 活動を開始しました。2002 年の世界サミットにおいて、化学産業が実施している模範的自主活動として高く評価されました。これを受け、様々なステークホルダー (注、利害関係者) から、御意見をいただいた上で、RC をよりグローバルな活動に強化するため、RC 世界憲章を制定しました。なお、日化協でも RC 世界憲章を承認しました。今年に入り、2 月にドバイで開催された ICCM の会議で、サイドイベントを開催し、RC 世界憲章を世界に公式に発表しました。ドバイ宣言においても、30 項目の中の 1 項目として、この RC 活動の貢献が文書に盛り込まれています。このように、RC 活動は広く高い評価を受けています。化学産業界は RC 活動をもって SAICM に貢献したいと考えます。

[スライド 5]

化学産業界の化学物質管理に対する基本的な考え方について述べます。ポイントは 2 つあります。1 つ目に、科学的なリスク評価に基づいて行うべきであるということ。詳細は、戸田さんから御説明がありましたので省きます。2 つ目は、法規制と自主管理のベスト・ミックスです。

[スライド6]

法規制と自主管理を模式図で表したものです。1970年代の法規制の時代から変化し、現在は法規制と自主管理のベストミックスの時代を迎えています。日化協は自主対応として、RC活動に沿ってしっかりと対応していきたいと考えます。

[スライド7]

日化協のRC活動は、2005年度に10年目を迎えました。この10年の歩みについて簡単に御紹介します。活動を機能別になると、4つに分けられます。「継続的改善活動」、「コミュニケーション活動」、「検証活動」、「国際活動」です。時系列で表すと、1995年から1998年に継続的改善活動とコミュニケーション活動を立ち上げ、注力してきました。2001年から2005年には、検証活動を立ち上げ、なおかつ、アジアでの能力向上への貢献ということでの国際活動に注力してきました。

[スライド8]

この4つの活動についてキーワードを用いて補足説明をします。1つ目の「継続的改善事例」は、目標の明示とベスト・プラクティスの共有をモットーに進めてきました。具体的には、大気や水質への排出削減や有害大気汚染物質の削減について目標を明確にし、自主行動計画を策定し、削減してきました。ベスト・プラクティスとは、会員企業が行っている改善事例を出し合い、お互いに切磋琢磨し、レベルアップを図る仕組みです。2つ目の「コミュニケーション活動」は、従来の一方向的な説明だけでなく、対話の推進を合い言葉に対話活動やRCの報告書作成を行ってきました。3つ目の「検証活動」は、第三者の意見を受け入れ、自分たちの活動を見直し、それをRCの質の向上に繋がります。また、客観性をもって、社会への信頼性や透明性を高めることに繋げる活動です。4つ目の「国際活動」では、グローバル社会への貢献をモットーにしてきました。

[スライド9]

4つの活動について具体的な事例を示します。1つ目の「継続的改善事例」について、このグラフはエネルギー原単位指数の推移を示しています。1990年を基準年とし、エネルギー原単位指数について2010年を目標に90%にするという目標を掲げてRC活動を行ってきました。その努力の結果、2004年には既に90%を割り、87%と前倒しで目標を達成しています。

[スライド10]

コミュニケーション活動の一例を紹介します。地域対話とは、工場地区にお住まいの地域住民の方との対話の推進です。全国15地区のコンビナート地区には、地域対話の拠点を確立しています。現在、2年でこの15地区を一巡するシステムが確立しています。一方、市民対話では、東京と大阪の2地区において消費者対話や学生対話を定期的に行い、双方向の対話を推進しています。

[スライド11]

国際活動については、能力向上をキーワードに推進しています。世界でも日本だけだと思われていますが、官民連携による支援です。経済産業省の指導の下、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、インドネシアなどのアジア諸国へRC活動及びGHS活動の普及支援などを行っ

ています。現在、さらに要請が高まっていますので、できる限り対応していきたいと考えています。具体的には、日化協から講師が現地に赴き、そこに将来の行政や化学産業を担っていく方々に集まっていただき、教育や指導を行います。現地の方を日本に招き、日本で教育を行う AOTS（注、The Association for Overseas Technical Scholarship；(財) 海外技術者研修協会）への支援も行っています。また、国際協調という意味で、52 カ国が参加する ICCA・RC リーダーシップグループにも積極的に参加、協力しています。このように、RC 活動は、様々なステークホルダーと関わり持ち、貢献していく中でレベルアップを図っていくことが非常に重要だと考えます。

[スライド 12]

RC 活動を踏まえて SAICM に対する日化協の具体的な対応について説明します。日化協では、2005 年 5 月に RC 世界憲章を承認しました。それを受け、環境安全に対する新たな基本方針を制定しました。これまでの基本方針は 1990 年に制定したのですが、RC 世界憲章を機に今後 15 年、20 年と長く使用していく環境安全に関する行動指針としました。また、これを踏まえ、世界憲章の浸透及び具体的な方策の策定として RC 活動の新中期計画の策定、承認を昨年 11 月に終わりました。これは 2006 年から 2008 年までの 3 カ年計画です。以上のことは、日化協設立 10 周年記念行事として 2005 年に公式発表しました。今後はこの新中期計画に則り、着実に実行していきたいと考えています。

[スライド 13]

RC 世界憲章の中身を御紹介します。項目は 9 つあります。1 つ目は RC 基本原則です。これは、各国の協会が共通して採用する行動指針であり、6 項目からなります。2 つ目は、各国が世界憲章を実践するにあたっての基本的な要件が記載されています。例えば、共通のロゴの使用などがあり、本日のスライドにも表示しています。3 つ目は、持続可能な発展の推進です。4 つ目は、継続的な成果の改善と公表です。5 つ目は、SAICM に関連するグローバルな化学物質管理の強化です。6 つ目は、化学産業のサプライチェーンにおける RC の普及と促進です。7 つ目は、ICCA が推進するグローバルな管理活動の強化に対する支持と協力です。8 つ目は、内外のステークホルダーの期待に応えるための対話の拡大についてです。9 つ目に、RC を効果的に実施するための資源の提供です。以上が 9 項目です。

[スライド 14]

世界憲章の中の 5 つ目にある「化学物質管理の強化」について、重点的に行っていく 5 つの項目を紹介します。1 つ目は、化学物質管理に関するガイドラインの開発です。2 つ目は、リスク評価及びリスク管理の実行です。3 つ目は、サプライチェーン業界と化学物質管理に関する共同関係の構築です。4 つ目は、OECD や UNEP、WHO など国際政府間組織とのパートナーシップを組んでいくことです。5 つ目は、公共への化学物質管理情報提供のプロセス開発です。

[スライド 15]

以上を踏まえ、新中期計画の基本方針は、「環境・安全に関する日化協基本方針」に則り、RC 世界憲章の浸透に努める」としました。その下には、重点推進事項として 5 つの項目を掲げています。1 つ目は、化学物質管理の一層の強化、2 つ目は、アジア諸国への能力向上の

支援、3つ目は、RC活動の継続的な改善と普及、4つ目は、検証活動の充実による説明責任の遂行、5つ目は、RC活動の社会に対する認知度の更なる向上です。さらに、これらの具多的な方策については、ワーキンググループにおいてほぼ策定が終了しています。

[スライド 16]

化学産業界が自主的に取り組んでいる事例を3つ紹介します。1つは、HPVの有害性データの収集です。1998年からOECDとICCAがタイアップし、HPV Initiative（注、高生産量化学物質の有害性評価の促進）を開始し、現在までに538物質についてデータ収集が終了しています。その中の6割を化学産業界が行いました。また、官民連携の下、JAPAN チャレンジプログラムとして、有害性データの収集及び情報発信に取り組んでいます。2つ目に、GHSの普及があり、分類マニュアルの作成や、発展途上国への能力向上の支援も行っています。3つ目に、サプライチェーン業界への対応があります。特に、自動車業界、電気・電子業界への対応です。

[スライド 17]

自動車業界、電気・電子業界に対しては、情報の共有化がキーワードです。具体的に、自動車業界に対しては、国際的なシステム共通化への参加があります。日米欧3極の自動車、部品、化学・プラスチック業界が連携し、GASG (Global Automobile Stakeholder Group) を組織し、その下で自動車業界の管理物質の決定と管理を行っています。ここに日本の自動車、部品及び化学産業が参加し、運営しています。国内では、自動車工業会に対応チームが編成され、ここにも日化協は協力しています。また、電気・電子業界に対しては、日化協含有情報提供システムを提供しています。物質の分析法の支援や報告書のフォーマット、管理物質の共通化の支援なども行っています。電気・電子業界は、自動車業界に比べ、サプライチェーンが長く、複雑になっており、中小事業者へ情報が伝わりにくい場合があります。これらを解消するため、中小事業者への情報提供も行っています。今後の化学物質管理の中で、こういったサプライチェーンにも注力し、強化、発展をさせていきたいと考えます。以上です。

北野：ありがとうございました。SAICM に対する IC CA のスタンスや日化協の考え方、また、日化協が過去 10 年間に取組まれてきた RC 活動や RC 憲章、それを受けての新しい対策と方針について御説明いただきました。では、豊田さんのお話に対し、メンバーからの質問等はございますか？有田さん、どうぞ。

有田：スライド 16 の GHS の普及について伺います。発展途上国に対して能力向上の支援が行われていることは評価されることだと思います。では、国内的にはどのような普及活動が行われているのでしょうか？

豊田：アジア諸国への能力向上は、2001 年ごろから開始しています。具体的には、2、3 人の講師が 2 週間ほど現地に赴き、現地の行政や化学産業界の方々にお集りいただき、例えば、RC や GHS の分類調和などについて 2 週間みっちり教育します。その後、一度帰国し、また

2、3ヶ月後に現地に赴き、フォローを行うということを繰り返しています。一般市民の方々には、こういった活動は知られていないかと思いますが、例えば、昨年12月にスイスでUNITAR(注、United Nations Institute for Training and Research；国連訓練調査研究所)の会議が開催された際、アジア諸国に対する日本の能力向上の活動が非常に高く評価されていると聞きました。国際舞台ではかなり高い評価を受けていると考えます。

有田：国内的な活動はどうでしょうか？

豊田：能力向上は、開発途上国と先進国の間の能力格差を是正していくことが目的ですので、我々が行う能力向上は、タイやフィリピン、ベトナムなどの国々が対象となります。

有田：GHSの普及についてはどうでしょうか？

豊田：GHSの普及に関しては、政府との話し合いの下に進めています。GHSの普及と能力向上は別の話になります。

北野：スライド16に、「分類マニュアルの作成」と「発展途上国への能力向上の支援」がGHSの普及という括りの中に記載されていたので、誤解されたのだと思います。では、中下さん、どうぞ。

中下：RC活動の化学物質の廃棄段階の取組について具体的にお聞かせください。

豊田：このスライドは、継続改善事例に関する資料です。産業廃棄物については、2000年を100としてみた場合、2004年では54にまで削減しています。

中下：適正処理といった観点からの取組はあるのでしょうか？

岩本：補足させていただきます。例えば、プラスチックなどの場合、鉄鋼メーカーさんと共に処理の仕方について研究、開発しています。また、塩素系を含む物質についてもどのような前処理をすればうまく処理できるかなどを検討しています。特に、プラスチック関係のリサイクルという面でお客様と協働しています。

中下：ありがとうございました。

北野：崎田さん、どうぞ。

崎田：スライド5にある法規制と自主管理のベストミックスについて伺います。法規制はかなり明確で様々な法律があるかと思いますが、また、自主管理は化学物質に限らず、すべての

世界でそれを担保する仕組みといったものが必要だと考えます。化学業界の中で、自主管理を担保するためにどのような仕組みをとられているのかお聞かせください。

豊田：現在、政府との連携の下に話し合いをしながら進めています。

北野：それでは、続いて、世界自然保護基金ジャパン シニアオフィサーの村田さんより御発表いただきたいと思います。村田さん、よろしく申し上げます。

村田：[スライド1] 世界自然保護基金ジャパンの村田です。

[スライド2]

SAICM の概要については、戸田さんから御説明がありましたので、ポイントを2つに絞ってお話します。1つ目は、ICCM において SAICM の文書は採択されましたが、そのプロセスを見た者として気付いたこととお話します。2つ目は、SAICM を今後、国家レベルや地方レベルなどの様々なレベルで実施する際に、どのように進めていってほしいかということについてお話します。

ICCM に参加した NGO 側の最終日の率直な感想は、非常に残念だという思いと、採択されたことに対する安堵の気持ちが同居していました。残念だったことは、2020 年目標という意欲的な目標に向かって、いくつもの重要な要素が文書の中にありましたが、特定の少数国によって内容が弱くなってしまったことです。安堵というのは、最終日のぎりぎりまで議論が続きましたので、このまま決裂したらどうしようという気持ちがありました。しかし、何とか無事に最終的な合意ができたことに安堵しました。

[スライド3]

ICCM の概況と今後の実施をどのように考えていくのか、ということについてお話します。私は第3回の準備会合に参加しなかったのですが、どのような議論があったのかは詳しくは知りません。しかし、かなりの部分について合意がされていて、ICCM では残りのいくつかの部分について合意がされて終わるのだろうと思っていました。特に、焦点となったのは、包括的方針戦略における原則とアプローチの扱いと財政的配慮の2つだと思います。原則とアプローチについて、米国の再三にわたる干渉に NGO 側の評判は非常に悪いものでした。それに対し、EU（注、European Union；欧州連合）は米国の主張に真っ向から対立する立場でした。また、財政的な配慮の面では、途上国側は新たな枠組みを作してほしいという主張をしました。つまり、既存の援助の枠組みの中で SAICM を実施すると、途上国間で資金の取り合いになってしまうおそれがあるからです。先ほどの戸田さんのお話には、日本政府がどのように対応したかについては見えなかったように思います。

[スライド4]

これは、第3回準備会合時の原則とアプローチの原案です。第3回の原案では、世代間の公平性や予防、比例性、汚染者負担などが具体的に書かれていました。この土台となったスイス政府が作成した参考資料では、もう少し踏み込んだ説明もありました。NGO はそういうものを期待していましたが、豪州、カナダ、日本、ニュージーランド、韓国、米国から内容

変更の共同提案が出ました。その後、共同提案をベースに議論が進みましたが、最終的には皆さんのお手元にあるような素っ気のない原則とアプローチになってしまいました。

[スライド5]

例えば、「(i) 人間と環境に関するストックホルム宣言、特にその第22原則」とあります。しかし、第22原則の内容をすぐに思い浮かべられる人はどれだけいるのでしょうか？この文書が政府間だけのものであればよいのですが、SAICMはすべてのステークホルダーが取り組んでいくものです。ですから、この書き方についてはNGO側としては非常に不満があります。

[スライド6]

第3回準備会合の際の世界行動計画案には、A表、B表、C表がありました。A表は、戸田さんの資料1-2の最終ページにあります。これ自体は作業領域を一覧にただけですので、問題はありません。B表がメインの行動計画をまとめた表です。C表は、第3回準備会合において合意に達しなかった活動及びSAICM実施段階で更なる考慮が求められるであろう活動の表です。しかし、最終案ではC表の行動リストは議論も合意もされていないので削除すべきだという意見がカナダ、日本、アルゼンチン、ウクライナから出たために、A表、B表のみとなりました。

[スライド7]

B表には、作業領域と関連活動、行動主体、目標・時間枠、進捗の指標及び実施の側面など273項目について書かれています。

[スライド8]

削除されたC表に何が書かれていたかについてお話しします。現在、環境省のホームページ上では、第3回準備会合でまとめられた文書は既に新しいものと入れ替わっていますので、当時すでにダウンロードしていない方は見ることはできません。(事務局注、現在の環境省ホームページ上には掲載されています)

C表には、例えば、子供たちと化学物質安全という領域では、子供へのリスクが特定された場合の曝露削減や予防原則に従った行動について書かれていました。また、子供用品やおもちゃの化学物質混合物に関する活動などがありました。労働安全衛生の領域では、アスベストの全面的な禁止に向けた作業や駆除剤の健康と環境へのリスクの削減ということで、取り扱いと使用が容認しがたいリスクをもたらす場合は販売停止と回収ということが書かれていました。汚染された土地の浄化の領域では、土地浄化、被害者支援のための基金の確立と防止プログラムの確立がありました。また法的責任と補償の領域では、汚染による人健康や環境への損害に対する国際的・国家的な法的措置の策定がありました。

[スライド9]

財政的支援の中で、クイックスタートプログラムを立ち上げることになりました。内容は、SAICMの目的実施のための初期の能力向上活動を支援することや自発的で時限的な信託基金を含み、多国間と二国間、その他の形態の協力を含むというものです。イギリス、スイス、スウェーデン、フィンランドのいずれも欧州の国々は会期中にこのプログラムのための資金的援助を約束しました。一方、世界一、二位の化学工業国である米国と日本からは何の声も聞こえませんでした。

[スライド 10]

次に、ICCM で NGO がどのような活動をしたのかについてお話しします。環境 NGO 以外にも、産業界の方々も数多く参加していました。

[スライド 11]

IPEN (注、The International POPs Elimination Network ; 国際 POPs 廃絶ネットワーク) はサイドイベントを開き、アフリカ、ロシア、アジアの NGO がそれぞれの地域でどのような活動をしているのかを紹介すると共に、SAICM に向けて「有害化学物質のない未来 IPEN 宣言」を発表しました。

[スライド 12]

WWF (注、World Wide Fund for Nature ; 世界自然保護基金) は、アフリカにおいて廃農薬のクリーンアップ活動を様々な組織と共に取り組んでいますので、そのサイドイベントを行いました。

[スライド 13] [スライド 14] [スライド 15]

「有害化学物質のない未来 IPEN 宣言」について説明します。項目は全部で 25 項目あり、重要な分野をほぼ網羅しています。これらの項目が世界の NGO が共通して持っている問題意識だと理解していただければと思います。

[スライド 16]

SAICM を実施するにあたって今後どのように取り組んでいくのかについては、先ほど戸田さんから御説明があり、また、環境省のホームページにもその内容が掲載されています。ホームページの内容を一部抜粋します。「SAICM の考え方を環境基本計画等の政策文書に位置付ける」、「関係省庁連絡会議において SAICM に沿った取組の状況をフォローアップ」などがあります。私が見る限りでは他省庁からは SAICM に対する情報は出されていません。他省庁はどのように考えているのでしょうか？この程度の対応で良いのであれば、これは SAICM ではないように思います。SAICM に対する市民と行政側の認識のギャップが大きいように思いました。

[スライド 17]

SAICM の基本的認識としてハイレベル宣言に書かれている内容を一部抜粋します。まず、「社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要」である。また、「社会の全ての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向け取り組む」。「実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、(中略)、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、安定的、長期的、参加型で複数部門にわたる構造が必要である」とあります。さらに、「SAICM の実施のため、開かれた、包括的、参加型、透明な方法で、十分に協力する」とあります。これらが SAICM の基本認識だと私は理解しています。

[スライド 18]

少し大げさになりますが、今まで SAICM のようなものは地球上に存在しなかったため、市民からすると SAICM を理解するのは容易ではありません。国際条約であれば、既存の概念で理解し納得することができますが、SAICM に関しては、なかなか難しいところです。私

の理解では、SAICM は、非常に包括的な取組です。地方や国、地域、グローバルなど、各レベルで実践されるものです。また、環境や経済、社会、健康、労働分野など様々な分野に及ぶものです。化学物質の製造から廃棄に至るまでのすべてのライフサイクルに及ぶものです。対象は、農業用から工業用化学物質に至ります。ただし、医薬品や食品添加物については、それぞれの国の中できちんと取り締まりがされている場合はこの中には入りませんが、そうでない国ではこれらも対象となります。そして、すべてのステークホルダー、つまり利害関係者に関係するものです。環境省の和訳では、ステークホルダーは「関係者」となっています。日本語でいう「関係者」は非常に狭い印象を受けます。SAICM で使用されている「ステークホルダー」には化学物質に直接関わったり、利用したり、影響を受けるおそれがあるすべての人々という意味合いがありますので、すべての利害関係者という表現が良いと考えます。また、現在の人や環境だけでなく未来世代までを含めて考えるものだと思います。

[スライド 19]

SAICM は革新的だと考えていました。しかし、原則とアプローチには過去の国際会議で合意された名称が羅列されています。それらの多くは何年も前に合意された内容です。原則とアプローチについては、現在の問題意識と SAICM の 2020 年目標を前提に革新的な新しい解釈を作り上げてほしかったと思います。他には、民主的であるということや弱者、特に女性や子どもへの視点、途上国への配慮などの特徴をもっていると思います。SAICM は、2020 年までに人や環境への影響を再評価するという非常に意欲的な目標に取り組むものだと理解しています。

[スライド 20]

包括的方針戦略のスタートをどのように位置付けられているのかを見ますと、「22. (前略) SAICM 実施計画は関連した関係者の参加により、適切な場合には、(中略)・・・を考慮し策定することができる。」とあります。環境省が翻訳したこの文章についてクレームを付けたい箇所があります。それは、「SAICM 実施計画」とありますが、原文は、「a national Strategic Approach implementation plan」です。ですから、「SAICM の国内実施計画」といった言い方をしなければ、誤解されてしまうのではないかという気がします。もちろん国内だけではなく、地域での計画も推奨されています。また、「23. (前略) 各政府は、すべての関係する国の部門や利害関係者の関心事項が代表され、すべての関連する実質的な領域が対処されるよう、省庁横断的・組織横断的な SAICM 実施のための仕組みを確立すべきである。」とあります。

[スライド 21]

世界行動計画の中の「活動」には、「ナショナルプロファイル及び行動計画の策定」とあり、「実施の側面」には、「関係省庁、多様な関係者からなる委員会」と書かれています。

[スライド 22] [スライド 23] [スライド 24]

SAICM を推進する際の 1 つのキーポイントは、包括的であるということです。しかし、日本の場合、環境省や経済産業省などのそれぞれの省庁が受け持つ部分が決められ、横のつながりが不十分で、最終的には全体像が見えなくなってしまう、というおそれがあると思います。

[スライド 25]

SAICM は、包括的であるということがキーポイントです。ですから、例えば、SAICM の国内実施計画策定委員会を作り、そこにあらゆる関係者が参加する。そして実際に進めていく際には、策定委員会をチェックするための別の委員会を作るといった形で SAICM の実施を推進していくことが望ましいと思います。以上、御清聴ありがとうございました。

北野：ありがとうございました。村田さんのお話に対し、メンバーからの質問等はございますか？瀬田さん、どうぞ。

瀬田：3つあります。1つは、タイトルに「市民にとっての SAICM」とありますが、市民というのは誰のことでしょうか？誰が市民で誰が市民でないのか私にはよく分かりません。辞書で調べると、「都市の住民」「国政に参与する地位にある国民」とありますので、私たちは皆市民だと思います。今日のお話は、WWF の村田さんのお考えだと思いますが、テーマが「市民にとっての SAICM」という題になっていますので、その点が気になりました。市民の定義をお聞かせいただきたいと思います。2つ目は、スライド3、4、6、9にある日本政府に対する見解です。事前会議の議事録を読みますと、会議では各国の国益のぶつけ合いの場になっていたかと思います。その中で日本の代表の方が、日本の国益と日本のあるべき姿の2点から、一つの見解を出されたことは、私は高く評価したいと思います。村田さんの御発表には、日本政府の努力に対する評価が見えません。また、先ほど対外的に行っている能力向上などは国内的には周知されていないというお話がありました。確かにそうだと思いますが、私の知る限りでは、大学の先生方が学生を連れて発展途上国に何度も行き、2、3週間滞在をしてそこで能力向上を行っている事例もたくさんあります。その人たちの地道な努力を評価することも重要です。途上国に対し、日本はお金も人も十分援助していると思います。さらに、それ以上の対策を行うと日本政府は表明していますので、クイックスタートプログラムについて日本政府が資金援助をしないと云わなかったことが後退的な姿勢だったとは、私には思えません。3つ目は、スライド17にあるハイレベル宣言の抜粋についてです。抜粋は、ときには原文と全く異なる結論を出してしまうことがあります。SAICM のドバイ宣言をざっと読みましたが、そこから受ける印象と村田さんの資料にある内容の印象は少し異なる気がしました。現実をどう評価するか、ということをもう少し御説明していただけるとありがたく思います。

村田：1つ目についてですが、市民という言葉は深く考えて使っているわけではありません。例えば、この円卓会議では市民と行政と産業界というくくりをしています。私はそれと同じレベルで市民という言葉を使っています。厳密に言えば、SAICM に参加した村田という一市民の印象です。WWF 全体の意見を代表しているわけでもありません。2つ目の御意見についてですが、政府から派遣された代表者として参加すれば、それなりの役割があると思います。国の代表者と市民の立場は違ってもおかしくはありません。クイックスタートプログラムについては、表面上はそのように見えたという感想ですので、実際に国の関係者から話を

聞いたわけではありません。ですから、ぜひ実際の話をお聞かせいただければと思います。3つ目の抜粋についてですが、全部掲載すれば良かったのですが、スペースの都合上、特に私の主観で重要だと考えたところを載せました。抜粋の仕方によって印象が違って来るかどうか分かりませんが、意図的にしたというわけではありません。環境基本計画への位置付けや関係省庁連絡会議に沿った形のフォローアップを行うことと、SAICMの基本認識に非常に落差がある気がしましたので、資料にそう書きました。

北野：SAICM自体をどう評価し、日本政府としてどのように対応していくか、については、休憩の後に議論したいと思います。村田さんの御発表について不明な点がありましたら、御質問してください。原科さん、どうぞ。

原科：SAICMは、ドバイ宣言と包括的方針戦略、世界行動計画の3構成ですが、計画が示される段階では、実施計画が非常に大事ですので、村田さんが最後に御指摘された実施計画(a national Strategic Approach implementation plan)の部分は重要だと思います。「national」には、日本国内と国外に対する計画という意味が含まれると私は考えていますが、その理解でよろしいでしょうか？また、実施計画に伴った進行管理も大事だと思いますが、進行管理をどのようにお考えでしょうか？次に、日本政府は、国益を考えて対応をしたということですが、国益をどう考えるか、という問題があります。国益は、経済的な利益や企業の利益だけではありません。日本が世界から信用されるかどうか、又は、人類社会への貢献も大事な国益だと思います。ですから、広い意味で国益を考えた方が良いでしょう。

村田：SAICMの実実施計画についてですが、「national」以外に、地域単位での対策についても書かれています。ここでいう地域とは、例えば、東アジアなどといった区切りになるかもしれませんが。そういった地域での計画を作成することができる、という書き方がされています。これらも視野に入れて取り組む必要があると思います。また、国益の話が出ましたが、省庁でも人員が限られており、できることが限られることは理解しています。しかし、ICCMに臨む前にステークホルダーを集めて、SAICMに関する意見交換ができる場を設けてほしいと思います。私は、あくまでも結果を見ただけですので、その背景となった考え方については知りませんでした。ですから、日本政府の対応が市民も含めての国益なのかどうか、という判断はできませんでした。

北野：もう1点、進行管理をどのように考えていくのか、ということについてお聞かせください。

村田：スライド25にSAICM国内実施計画策定委員会と書きました。この名前が良いかどうかは別です。2020年目標を達成するまでにICCMが4回開催される予定です。それを視野に入れ、計画を策定する段階で日本はいつまでに何をやるということを設定し、SAICM国内推進委員会がその進捗状況をチェックするというイメージを考えています。

北野：どうもありがとうございました。まだ御質問があるかと思いますが、この後、包括的に SAICM についてその内容や対応などについて議論したいと思います。それでは、ここで、15 分程度の休憩を挟みます。再開後、メンバー間で意見交換を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

—休憩—

上家：事務局から 1 点御連絡します。有田さんは、先ほど所用で退席されました。また、藤本さんも所用で急遽退席され、代わりに中井忍さんに御参加いただきます。よろしくをお願いします。

北野：そろそろ時間になりましたので、再開したいと思います。本日御発表いただいたお話も踏まえて、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の策定と今後の化学物質対策」について、メンバー間で意見交換を行いたいと思います。この会議は、あることを結論づけて決める場ではありませんので、今日はそれぞれのお考えを自由にお話いただければと思います。後藤さん、どうぞ。

後藤：SAICM が採択されてよかったと思います。内容は、過去の国際会議で決められたことをまとめて Strategic Approach という形になりましたので、必ずしも目新しいことが決まったというわけではありません。人と環境に対するリスクを最小化する目的に向けて、協力して国内外で推し進めていくことが重要だと思います。そのための体制や計画、プロセスをどのように行っていくのが課題だと思います。

豊田さんの御発表についてお話しします。私は、第 4 回の円卓会議で、「RC がガンになっているのではないかと考えています。」という発言をしました、なぜなら、RC 活動の説明では非常に美しいことを書いていますが、実質的なパフォーマンスはそれほどありません。化学業界の経営者は、RC を掲げていることでやっているつもりになっている、という感じに陥っているのだと感じていました。しかし、その頃から比べると、RC の取組は大変進んできていると思います。一方で、他の産業界はもっと進んでいます。依然として化学業界の取組は、日本の他の産業界に比べ、若干劣っているように感じています。私はよく自動車業界や電気・電子業界の方とお酒を飲む機会があります。オフレコの話ですが、彼らは化学業界の認識の遅れに対してかなり不満を持っています。その一例として、今日の豊田さんの御発表では、「政府と調整して」、「政府と話し合っ」て」という言葉がたくさん出てきましたが、「市民団体と話し合っ」て」という言葉は一言もありませんでした。資料 1-2 の 5 ページにある 18 原則には、「我々は、特に化学物質管理への女性の均等参加に努めるなど、社会のすべての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向けて取り組む。」とあります。取り組む主体は、政府だけでなく、民間団体、市民団体などすべてです。また、12 ページの C.ガバナンスの (g) には、「化学物質の安全性に関連する規制と意思決定の過程に、市民社会のすべての部門、特に女性たち、労働者、原住民コ

コミュニティの人々による、意味ある積極的な参加を推進し、支援すること」とあります。さらに、15 ページの、VI.原則とアプローチにも、(ii)環境と開発に関するリオ宣言とあり、リオ宣言の第 10 原則には、市民参加について書かれています。政府が省庁会議などを行ってきた中で、市民参加が考慮され、法的にサポートする仕組みができたのは、PRTR 法（注、正式名称は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）だけだと理解しています。欧州を中心に国際的には、オーフス条約（注、環境問題に関する情報へのアクセス権、意思決定への参加、司法へのアクセス権、という 3 つの柱において市民参加の最低基準を定めた条約。国連欧州経済委員会で採択され、2001 年 10 月発効）が結ばれています。既に EU や世界 40 カ国弱の国々が批准しています。オーフス条約では、情報公開、市民参加、司法へのアクセス、という 3 つを規定しています。今後、SAICM を進めていく上で、日本もオーフス条約を批准する、もしくは、アジア版のオーフス条約を作るといった方向になるよう積極的に検討していただきたいと考えます。私は昨年、環境省総合環境政策局環境経済課から頼まれ、産業界の方々と 3 人で国連欧州経済委員会の本部があるジュネーブに行き、日本の取組を発表してきました。聴衆には、EU の方々はもちろんいましたが、東欧やコーカサス、中央アジアといった EECCA 諸国の方々も数多くいました。EECCA 諸国は、欧州や日本の取組を勉強するために積極的に活動しています。日本の場合、市民参加などは必ずしも進んでいるとはいえません。法制的な整備もこれからです。これを機会に、アジアの模範となるような取組にしていきたいと考えますし、そうなるように努力していただきたいと思えます。

北野：ありがとうございました。SAICM の理念を実現する上で市民参加は必須であるということ海外の事例等を交えて御説明いただきました。豊田さん、どうぞ。

豊田：RC 活動を説明する際に申し上げたと思いますが、RC の中で「市民」という言葉が一切出てこないわけではなくて、種々の対話活動において、市民参加は行われています。

後藤：RC 活動では、市民への説明は行っていますが、意味ある市民参加というのは、意思決定における参加です。取組を説明するのは、情報公開として説明責任を果たしているだけです。私が言った市民参加は、意思決定における市民参加です。

原科：意思決定における市民参加は非常に大事だと思います。5 段階モデルがあります。1 番下のレベル 1 は、情報提供のみの段階です。レベル 2 は、情報提供をして意見を聞く、意見聴取の段階です。レベル 3 は、形だけの応答で、レベル 4 は、意味ある応答の段階です。レベル 5 は、パートナーシップです。パートナーシップには、お互いの権利と責任が発生しますのでなかなか難しいです。我々は、レベル 4 の意味ある参加を追求すべきだと思います。前回、福島県で開催された第 17 回円卓会議の時にも紹介しましたが、小田急の高架化事業訴訟について少しお話しします。東京都世田谷区の小田急線高架化事業をめぐる、地域住民が国の事業認可取り消しを求めた訴訟で、最高裁は昨年 12 月に原告適格の範囲を拡大する判決

を下しました。昨年4月に施行された行政事件訴訟法に基づき、国民は訴えることが可能となりましたが、日本ではこういう例はたいへん少ないです。人口あたりの提訴数はドイツの250分の1、米国の18分の1と、桁違いに少ないのが現状です。これまでは、門前払いを食らうことが多かったため、市民はなかなか手を挙げることができませんでした。しかし、ようやく日本でも問題があった場合、国民が声を出せば司法の場において対応してもらうことが可能となりました。また、PRTR制度についても、国内では随分浸透してきました。また、効果も上がっていると思います。こういった日本の経験を特に周辺諸国に広げていってほしいと思います。これまでの日本の取組をアピールすると共に、さらに、海外に広げていくような実施計画をぜひ作成していただきたいと思います。

北野：ありがとうございました。岩本さん、どうぞ。

岩本：先ほどの後藤さんの御意見についてです。RCを始めて10年が経ち、やっとここまで来たというのが本音です。RC計画自体には、業界関係者以外の方々、例えば、学識経験者や市民代表の方々の意見を聞き、活動計画を修正しながら取組を進めてきました。RC世界憲章の中でもステークホルダーとの対話と情報開示は非常に大きな項目になっています。今後5年間は見守っていただきたいと思います。

北野：中下さん、どうぞ。

中下：私は先ほどの後藤さんの意見に賛成です。産業界もこれだけ前向きに取り組まれていますので、ぜひ国レベルでもきちんとした市民参加のルートを確立していただきたいと思います。また、SAICMを実施するにあたってぜひ検討していただきたいことがあります。ナショナル・アジェンダやプロファイルといったものを作る必要があると思います。環境基本計画の中では化学物質について言及されていますが、化学物質基本計画といったものはありません。例えば、地球温暖化対策などは既に省庁を統合した横断的な推進計画が策定されています。環境省だけが取り組み、関係省庁連絡会議で調整する枠組は、今までの経験から考えるとほとんど機能しないと思っています。省庁間の調整については、調整者がもう1ランク上のレベルの方でなければ、難しいと思います。資料1-2の16ページ、VII.実施と進捗の評価の「23. (前略) 省庁横断的・組織横断的なSAICMの実施のための仕組みを確立すべきである。(中略) 国の省庁間及び組織間の調整の仕組みが存在する場合は、その代表者であるべきである。」と記載されています。しっかりとした枠組を内閣府などに築き、そこで市民参加を保証するような仕組みを作る必要があるように思います。

北野：ありがとうございました。原科さん、どうぞ。

原科：関係省庁連絡会議は、そういう役割を果たすものではないのでしょうか？少し御説明いただければと思います。

戸田：環境基本計画は、閣議決定されるものですから、環境省だけの計画ではありません。これまでも関係省庁と調整をしてきましたし、密に意見交換をしながら行っています。関係省庁連絡会議にもいろいろとあり、問題の質によって1年に1回開催しないものもあれば、かなり頻繁に開催するものもあります。また、日ごろからいつも顔を合わせている場合もあります。SAICMの連絡会議は、SAICMに対応するためのものですが、化学物質全体については、様々な場で調整をしています。環境行政については、環境省が調整権限を持っていますので、現在の関係省庁担当者連絡会議の仕組みはSAICMの対応にも十分機能していると思います。環境基本計画そのものは、閣議決定された計画ですので、関係省庁はこれに基づき環境政策を行います。ですから、仕組みはあります。ステークホルダーの参加についてですが、環境基本計画では意見募集を行っています。頂いた意見についてどのように応答するかは今後検討しますが、国民参加の仕組みは行政手続法に基づき行っています。国として整理されてきているところだと思います。

中下：模範答弁だと思いますが、実質的には機能しないのではないのでしょうか？最近売れている霞ヶ関の若手官僚が書いた、霞ヶ関構造改革・プロジェクト K（注、新しい霞ヶ関を創る若手の会著。2005年11月刊行）を読みましたが、まさにあの本では問題点を的確に指摘していると思います。各省庁の省益と国会議員を見て政策が決まっているということ、そして、国民全体の利益と憲法第15条に沿った政策が行われていないということを現場にいる官僚の方が指摘しています。これは皆分かっているもなかなか言えないことです。しかし、声を出した彼らの勇気は非常に高く評価しています。模範答弁は分かりますが、問題点を解決するための術を考えていかなければいけないと思います。

原科：調整のプロセスは国民に見えませんかから、透明性が大事です。例えば、関係省庁連絡会議を公開で行い、皆が見ている前で議論し、発言者名を記した議事録を公表していただければ、おかしなことにはならないと思います。透明なプロセスを持てば、関係省庁連絡会議も役に立つように思いますがいかがでしょうか？

北野：今すぐにはお答えしづらいと思います。崎田さん、どうぞ。

崎田：化学物質の問題は地球規模で考えなければいけません。地球規模で考え、実際に施策を展開していく時に、それぞれの国や地域の中で市民もきちんと実行していくことが求められています。それは、例えば、政策形成に対する市民側の発言の仕方や、化学物質の削減や管理の徹底などについて産業界と連携し、取り組む中で、市民に求められていることを考えて行動することだと思います。これまでは、きちんと監視をする市民としての視点が欠けていたのではないかと感じました。私たち市民が忘れてはいけないことは、全体の枠組みを作った後にどのように展開していくかということだと思います。市民は、自らのライフスタイルや商品選択について考慮した上で、参加をするというニュアンスを持っていることが大事です。具体的にいきますと、例えば、4月1日に大気汚染防止法の改訂があり、VOC（注、

Volatile Organic Compounds ;揮発性有機化合物) をどれだけ削減するか、ということが検討されています。法規制もあれば、自主規制もあります。自主規制について考えた場合、印刷物を例に挙げると、市民はきれいに印刷されているものしか買わないといったことが延々と続いていけば、そのための VOC をたくさん使用していかなければいけない事態が延々と続きます。そうならないためには、市民と産業界が信頼関係を築き、本音で話し合っている場作りをしていくことが非常に重要です。社会全体として、現実どこに問題があるのかということ全員で情報交換をしながら、話し合っていかなければ、大切なところは見えません。いくら発言をしても理解が深まらないという事態が起こるように感じます。私はいろいろな普及啓発や環境教育を行っていますので、市民側も地域社会の中にきちんと加わり、地域計画作りに参加していくことが重要だと感じています。

北野：ありがとうございます。市民としていかに市民参加を進めるか、ということと同時に、市民自体が持つ責務があるという御意見だったと思います。村田さん、どうぞ。

村田：私の説明が不足していたかもしれません。私が「市民参加」といった時には、対市民、対企業、対行政にどうこうするというだけでなく、「市民は何をするのか」ということが当然含まれています。SAICM を実施する上で、それぞれのステークホルダーの役割が大事だと思います。参考までに、SAICM の中には、「市民」という言葉は出てきません。代わりに「関係者」という言葉が出てきます。資料 1-2 の 7 ページ、包括的方針戦略の 2 に記載されていることが SAICM でいう関係者です。この「関係者」は非常に広範囲にわたります。私は、産業界と行政とに対比して便宜的に市民という言葉を使いました。

北野：大沢さん、どうぞ。

大沢：SAICM に対して、市民として積極的に役割を果たしていくということは非常に大事だと思います。資料 1-2 の 5 ページ、ドバイ宣言の 22 に、産業界の秘密について基本的に保護を確実にする、とある一方で、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する、とあります。環境基本計画に、これに類するところがないかを探しました。資料 1-3 の 4 ページ、2. 中期的な目標に「秘密情報に留意しつつ、化学物質のライフサイクルを通じてできる限り共有され、その情報に基づいて科学的な手法で環境リスクが評価されていること。」とあります。言葉尻だけですが、なんとなくニュアンスが違う印象を受けます。SAICM にあるように、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを書き込んでいただくと、もっと市民として頑張れる気がします。

北野：戸田さん、どうぞ。

戸田：確かにこのパラグラフは、環境基本計画案には入っていないと思います。

北野：片桐さん、どうぞ。

片桐：SAICM を基に日本として実施計画のようなものを作るのではないかと思います。実施計画は具体的にどういう形で作成していくのか、スケジュールや作成メンバーなどについてお考えがあればお聞かせください。

戸田：これから検討しますので、まだ具体的なものはありません。

北野：今までの議論は、市民参加を考えていただきたいということでしたが？

片桐：今後検討されるのであれば、市民の方々の意見をどのように汲み上げていくのか、ということを考えていかなければいけません。具体的な計画を作成する上で、構成メンバーなどに配慮していただければと思います。

北野：後藤さん、どうぞ。

後藤：資料 1 - 2 の 3 ページ、ドバイ宣言の 2 行目に「政府代表団長、並びに市民社会及び民間部門の代表は、以下のとおり宣言する。」とあります。ここでは市民社会と訳されていますが、原文は、civil society だと思います。国連は元々政府の集まりですので、政府以外を NGO（注、Nongovernmental Organization；非政府組織）としました。NGO にはアドボカシー・グループ（注、advocacy group；市民運動団体）や企業もすべて含まれます。そこで、アドボカシー・グループを civil society もしくは、civil society organization という言い方にし、企業をプライベート・セクター、つまり、民間部門という言い方に変えてきているはずですが、4.にある「市民社会組織」は civil society organization を訳したのですが、通常は、市民社会という訳ではなく、むしろ市民団体となるべきです。なぜなら、この宣言にはプライベート・セクターやアドボカシー・グループが含まれているからです。

北野：ありがとうございました。中下さん、どうぞ。

中下：資料 1 - 2 の 5 ページにあるドバイ宣言の 18 に「公衆参加」とあります。公衆にあたる原文は public です。日本では、public を「市民」と訳すことが多々あります。厳密に、public を市民と訳すか公衆と訳すかは分かりませんが、国際的な流れとしてはそういう概念で理解されているのだと思います。

北野：ありがとうございました。原科さん、どうぞ。

原科：最近では、public participation という言葉が使われています。元々は、citizen participation という表現でした。

北野：ありがとうございました。嵩さん、どうぞ。

嵩：私は日本チェーンストア協会の委員ですが、流通業や化学物質のユーザー企業という立場から考えたことをお話しします。この円卓会議には何度も参加していますが、毎回愕然としてしまいます。というのは、良い方向に向かっていると思いますが、「遠すぎる」という感じがしています。我々は B to C（注、Business to Consumer；企業と一般消費者の取引）のビジネスをしています。1年間にのべ4億人のお客様が来られますので、コミュニケーションの最前線にいると考えます。1つの業界ということを超えて、産業界と市民の接点の場です。様々な国の政策、例えば、消費税やリサイクルなどの政策がありますが、行政が市民に伝えているのではなく、結果的にはそこを流通業が担っているように感じています。振り返って考えると、市民参加は流通業がアクションを起こさなければ実質的にはないように思います。化学物質の議論は、常に不確定要素の中で判断が行われるという最大の特徴を持っています。その中で、我々流通業が判断しきれていないことに対して非常に悔しい思いをしています。化学物質の問題に対して我々の業界はコミットメント（注、commitment；公約、誓約、約束）ができていません。それが、市民参画を憚っている1つの原因になっています。我々はどのようにコミットメントをしていかなければいけないのかと考えていますが、答えはまだ出ていません。我々のビジネスモデルとして、何を調達し、どのように売するのか、ということがまさに判断そのものです。その中で化学物質の問題は、我々自身も考慮していかなければいけないと思います。そこで流通業がどういう役割を果たしていくべきか、ということをお聞きから御意見を頂いて、展開していく必要があると思います。流通業が市民参加のキードライバーだと思いました。

北野：ありがとうございました。市民と産業界の中で流通業が果たしていく役割、特に、市民参加に対する流通業の大きな役割について、また、適正な判断をすることが難しいということが市民参加を阻害することになりかねないという御意見でした。原科さん、どうぞ。

原科：資料1-3の第3次環境基本計画案の中で SAICM という言葉をどのように使うかが大事です。第3次環境基本計画案に SAICM という言葉を書き込むことは難しいのでしょうか？また、本文中に気になる文章がありました。例えば、資料1-3の8ページ、(3) 効果的・効率的なリスク管理の推進の上から6行目に「利用可能な最良の技術 (BAT: Best Available Techniques)」と「環境のための最良の慣行 (BEP: Best Environmental Practices)」とあります。環境アセスメントの世界でも BEP という言葉をよく使いますが、「最良の実践」という言い方をします。実践を積み重ねなければ「慣行」にはなりません。環境アセスメントの世界では、Best Practices という場合は、先進的な事例という意味になります。「慣行」ではありません。ですから、この表現で良いのかどうかということが気になります。SAICM は新しい先進的な事例として始まりますので、ぜひ環境基本計画に盛り込んでいただければと思います。いかがでしょうか？

戸田：第3次環境基本計画の内容は固まっているわけではありません。現在、意見募集期間中ですので、寄せられた意見を踏まえて中央環境審議会で審議していただきます。

北野：SAICM 自体の内容は、まさに包括的であり、今後の国内での対応については、それぞれの役割があるかと思います。その辺りについてご自由にお話いただければと思います。崎田さん、どうぞ。

崎田：SAICM の包括的な枠組みが合意されたということは、素晴らしいことだと思います。現実には SAICM を日本で実施していくにあたって課題として何が残っているのでしょうか？

戸田：SAICM が採択されたのでこれから環境基本計画への反映を考えるということではありません。SAICM の交渉過程と環境基本計画の原案作成過程は同時並行でしたので、環境基本計画の中になかなりの部分を盛り込んだと考えています。SAICM にはいくつかの重要な内容があります。例えば、化学物質に関する情報が不足しているため、2020 年までに様々な手法を用いて、できる限り抜けがないよう、可能な限り化学物質の有害性や曝露情報を整備していくことを大きく位置付けています。また、能力向上についても、東アジアを中心に、化学物質管理体制の構築に向けた支援やモニタリングといった分野での協力をテーマとして位置付けています。今後、環境基本計画については、パブリックコメントを受け、さらに検討し、閣議決定にもっていくことになると思います。SAICM そのものに我が国としてどのような対応をするのかということについては、これから関係省庁と話し合っていきたいと考えています。ですから、今のところは断定的な言い方はできません。

北野：岩本さん、どうぞ。

岩本：SAICM は国際的な共通の仕組みの中で進められていくため、非常に良い仕組みができたと思います。今後どのように魂を入れていくのかということが課題だと思います。化学業界は、広くステークホルダーの意見を聞きながら、より安心していただけるような製品を産み出していきたいと考えています。ステークホルダーと対話を行う際には、リスク評価とリスク管理に基づいて考えていきます。リスクを等身大に受け止めて、正しくリスク評価を行うことがすべての原則になると思います。ここを否定されると議論は始まりません。我々もきちんとした情報を出そうと考えています。そういった前提に立ち、市民団体の方々にもぜひ議論に参加しいただきたいと考えます。何が懸念としてあるのか、ということが明確になってから議論が始まると思います。

北野：化学物質のリスク評価とそれに基づくリスク管理について科学的に議論をしていきたいというお話でした。村田さん、どうぞ。

村田：岩本さんのお話についてですが、当然ハザードと曝露情報が分かっているものについ

ては、リスク評価で対応していただくことについて異議はありません。今、私たちの回りにある化学物質の大半は、いずれの情報もはっきりしないものがけっこうあります。そういうものに関してはどうお考えでしょうか？何も見えてこないと対応されないのでしょうか？

岩本：HPVやJAPANチャレンジプログラムで不足しているデータについては今後一生懸命収集していこうと考えています。また、皆さんが思われている以上に、問題が起これば企業の存続が危うくなります。そういう意味では、産業界が一番予防的な対応を考えているといっても過言ではありません。曝露情報についてよく分からないところは、それに応じた対応をしていこうと考えています。曝露情報が分からない場合は、分からない程度をどう議論するのか、ということが次に出てくるかと思います。これはデータを積み重ねていくしかないと思います。最終的には、消費者一人一人がどのように判断するのか、ということになってくると思います。

北野：中下さん。どうぞ。

中下：確かに情報があるものについてはリスクを前提として考えていくことは重要です。しかし、その情報もある意味、科学の進展と共に変わりうるものです。また、複合的影響に関してはほとんど分かっていません。単独の物質についても、今分かっている範囲の科学的な知見だけでリスクを判定せざるを得ないという限界を持っています。そうすると、そこからはみ出るものについて不安を覚えることもあります。厳密にリスク云々ということではなく、削減していく取組も必要になってくると思います。先ほどの豊田さんの御発表では予防原則について一言も触れられていませんでした。化学物質の世界では、不確実性が残るとということは宿命かもしれません。しかし、不確実性があるものに対して対応をしていかなければ、建設的なリスクコミュニケーションになっていかないように思いますが、いかがでしょうか？

北野：中下さんの御意見に対してどなたか御意見はありますか？ 豊田さん、どうぞ。

豊田：資料2の5ページに、科学的なリスク評価を行うにあたって、リスク／ベネフィットの考慮と書きました。予防を考えた場合、リスク及びアウトプットとして出てくるベネフィットのバランスを考慮して考えていくことが大事だと思います。

北野：後藤さん、どうぞ。

後藤：岩本さんがおっしゃることも、化学業界が努力をされていることもよく分かります。ただ、電気・電子工業会の方々に伺いましたが、例えば、含有物質に何があるのか分からない場合、これを化学業界に求めても情報が出てこない、という御不満をお持ちでいることは事実です。今、問題が起こった場合、直接消費者と接している企業は確実にダメージを受け

ます。とにかく疑わしいものは使用したくないという傾向の企業が増えてきていると思います。そこに、直接消費者と接しているところと、そうでないところのズレが生じているように思います。「不安だから」ということだけでは困る、という御意見は全くそのとおりです。しかし、例えば、アトピーを例に挙げますと、どんな薬を塗っても治らなかった方が100日間完全無農薬、無化学肥料のものを食べて生活をしたら、アトピーの症状が治ったという方がけっこういます。原因は何も検知できず、証明はできていません。しかし、少なくとも動物にまでアトピーが広まっていることは明らかです。これは、戦後日本の、特に化学工業の発展とかなりリンクする部分があります。この会議でもよく話題に出ますが、時空を越えて何らかの影響が出てくるという可能性について、少し真剣に考えなければいけないと思います。現場で対応されている方からすると、「対応のしようがない」という御意見は全くそのとおりだと思います。しかし、現実にはいろいろな問題が起こっていることをどう捉えていくのか、ということを考えていかなければいけないと思います。産業界の中でも私がお話を伺う方々は、化学業界の方々と違うお考えをお持ちだということを申し上げておきます。

北野：ありがとうございました。越智さん、どうぞ。

越智：見えないリスクに対応するというよりも、まず、見えているリスクにきちんと対応できているのかということに非常に疑問を感じます。例えば、アスベストについて、果たしてリスクが見えていなかったのかと考えた場合、私は明らかに見えていたと思います。見えていたにも関わらず、対応ができなかったのだと思います。今後、発展途上国でも同じようなことが繰り返されることはないのでしょうか？そういう問題に対して SAICM がどれだけ効力を発揮できるかどうかというところが重要です。そこがきちんとできなければ、市民からの信用や信頼は得られないと思います。目の前にある心配事に対する対応と、SAICM はあまりにも離れすぎてしまって、ちょっと違和感を覚えました。また、準備会合の際の世界行動計画案にあった C 表の中に、アスベストの項目があったにも関わらず、C 表自体がカットされたことを見ても疑問を感じます。

原科：同じような観点で私も考えました。逆に、だからこそ SAICM をベースに位置付けた方が良いと思います。日本の経験を海外に活かしていくためには、ODA（注、official development assistance；政府開発援助）が大変大事だと思います。これを SAICM の中で大きな位置づけとして考えていく必要があると思います。現在、国際協力銀行（注、政府金融機関の1つ。輸出入や海外における経済活動の促進や開発途上国の自立支援等に寄与するために貸付け等を行い、国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする）の融資額が約1兆6千億円あります。世界銀行（注、正式名称は、国際復興開発銀行。国際連合の専門機関の1つ。現在は発展途上国の工業開発のための融資を中心とする）の融資額は2兆円です。国際協力銀行は、世界銀行にせまるほどの金額を貸し付けています。先般、小泉首相（注、小泉純一郎。衆議院議員。第87、88、89代内閣総理大臣）の意向で、国際協力銀行が分割されることが決まりました。一部は、JICA（注、Japan International Cooperation Agency；

(独)国際協力機構)に吸収され、国際金融部門については、別の新しい政府系の機関にまとめられることが決まっています。JICAに吸収される際に、省庁間の競争が起きています。JICAを外務省が所管していますが、お金が動くため、財務省も関係することになりました。ODAの中では環境も非常に大事ですので、環境省も関与しなければならないと思います。そうすれば、これまでに出た意見も実現できると思います。環境部門もしっかりと関与して、SAICMも具体的に実現していくことが大事だと思います。

北野：ありがとうございます。崎田さん、どうぞ。

崎田：世界全体の方向性がきちんと決まっていくことはとても素晴らしいことだと思います。ただし、国や産業界が考える危機感は普通の生活者になかなか伝わってきません。この落差をできるだけ早く埋めることが大事だと思います。環境教育やリスクコミュニケーションなどは進んでいますが、現実的に消費選択などにつながるキーとなる情報を早く増やしていただければと思います。環境ラベルや業界毎の自主ラベルなど様々なものがあると思います。また、本日、GHSの普及のため、事務局の方々がGHSのマークが入ったTシャツを着られています。私はいつか着ていただきたいと思っていましたので、非常に嬉しく思っています。できるだけ、目に触れる形で化学物質に関する様々な情報が出ていくことが非常に大事だと思います。できるだけ早く社会全体で大きな波にしていくという共通認識が必要だと思います。

北野：中塚さん、どうぞ。

中塚：化学業界は押されっぱなしで後藤さんからも非常に厳しい御意見がありました。電気・電子業界や自動車業界の方々だけでなく、ぜひ化学業界の人間ともお酒を飲んでいただきたいと思います。現代は、産業界同士が争う時代ではないと考えています。市民と産業界も同じです。誰かが悪いとか、例えば、産業界や行政が悪いということではなく、自己責任において問題の内在化をするという意識を持ち、それぞれのステークホルダーの立場で取り組んでいくことが大事だと思います。我々が完璧だとはいいません。化学業界は他の産業界に比べて劣っているといわれたので、いったいどこが劣っているのかを考えました。お話を伺っている中で、おそらく市民参加という点において課題が残されているのだろうと思いました。そういう意味で、より良いものにしていく努力が必要という気持ちになりました。御指摘の部分を含め、今後工夫をしていこうと思います。SAICMについては、ICCAの中で国際的に協調し、様々な情報を共有し合って具体的に取り組んでいくことを考えています。既存品の有害性の評価が不十分だということは世界的に認識されていることから、SAICMが生まれたという部分がありますので、我々は一刻も早く対応していかなければいけません。具体策等につきましては、ICCAの動きと歩調を合わせて行っていきます。最後に、活動を行っていくにあたって、国際的に通用する簡便な評価手法の開発にぜひ政府として御協力いただければと思います。より効率的で精度の高いものができれば、うまく進んでいくように思

います。以上です。

北野：ありがとうございました。本日は SAICM について内容と化学工業会の対応、そして、市民団体としてどのように評価しているのか、について御発表いただきました。ドバイ宣言にありますように、政府と民間団体と市民社会が協働して宣言をしましたので、今後の実施については三者の協力が不可欠だと考えます。特に、今日強く出た意見は、市民参加をいかに担保するかということ、そして、政府の強いリーダーシップが必要だということでした。また、当面は、第3次環境基本計画の中に SAICM の思想を反映させていくこととお話しいただきました。今日この他にも、不確実性の問題や時空を越えた被害の発生などについてどう考えていくのか、という御意見があったことを付け加えたいと思います。

そろそろ時間となりましたので、この辺で、本日の会議は終了したいと思います。次回の内容については、この後開催する予定のビューロー会合において協議して決めたいと思います。それでは、最後に、事務局の方から何かございますか。

上家；皆さま、長時間の議論をありがとうございました。会議の中で出てまいりました環境基本計画のパブリックコメントは2月28日まで受け付けています。今日メンバーの皆さまから頂いた御意見、そして傍聴していただきました皆さまも含め、ぜひ積極的な御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお祈いします。先ほど、崎田さんから御紹介いただきました GHS について、2月16日付けで経済産業省と環境省から同時発表で第1回の分類作業の結果を発表しました。これにつきましてもホームページ (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6847>) を御覧いただければと思います。また、傍聴の皆様には、アンケート用紙をお手元にお配りしていますので、本日の円卓会議等についての御意見・御感想を御自由に御記入の上、フロア入口両脇に置いておりますアンケート回収箱にお入れください。また、メンバーの方におかれましては、ビューロー会合は、2階の橋にて開催いたしますので、移動のほど、よろしくお祈いします。それでは、本日の会議は、これで閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

第17回化学物質と環境円卓会議 アンケート整理結果

傍聴者総数 75人

回答数 42人

Q1. 化学物質と環境円卓会議への出席は何回目でしょうか。

12～13回	…	1人
12回	…	1人
約10回	…	3人
6回	…	1人
5回	…	4人
4回	…	2人
3回	…	4人
2回	…	4人
1回	…	21人
不明	…	1人

Q2. 本日の化学物質と環境円卓会議の開催を知ったきっかけは何でしょうか。

(複数回答あり)

環境省ホームページ	…	19件
環境省メールマガジン	…	7件
所属団体内の連絡	…	13件
その他	…	4件

- ・他のメールマガジン
- ・関連会社からのメール
- ・知人からの紹介
- ・社内の連絡

Q3. 本日の化学物質と環境円卓会議における個別の講演やその後の意見交換を聞いた御感想をお聞かせください。

(円卓会議の全般的評価)

- ・ 行政、産業界、市民 (NGO)、それぞれの立場の意見を聞くことができ、大変勉強になった。 同様の意見、ほか2件。
- ・ かなり本音の意見交換がされてよかった。 同様の意見、ほか1件。

- ・ 円卓会議も回を重ねる毎に、立ち上げ時のリスクコミュニケーションの手法等から、個別の議論について変化し、行政、産業、その他、と切り口の異なった発表があつて良かった。
- ・ 今回は立場の異なる部門の発表があり、質問、コメントも含め、問題点が浮き彫りになったように思う。
- ・ 久々の東京開催だったため、参加した。予想以上に内容の濃い発表・討議が行われたと思う。
- ・ 参考になった意見があつた。
- ・ 難解な内容を比較的分かりやすく話し合われ、助かった。今後も開放的に進めてほしい。
- ・ いつも内容が難しく思う。
- ・ それぞれの利益から考えると当然かもしれないが、市民と産業界のギャップがまだ大きい。産業界に従事する人も、家庭に戻れば市民になるわけだから、このギャップは埋められるはず。
- ・ 行政－市民との認識のギャップが目についた。これらのギャップを埋める方策が必須と思われる。
- ・ 化学業界に対する攻撃が目立った。
- ・ 崎田委員の発言での“市民”に関する意見は歓迎。
- ・ 前から気になっていた“市民”の定義が議論されてよかった。

(円卓会議の改善点)

- ・ 代理出席は認めるべきではない。
- ・ 大学関係者が産業界代表を務めるのは妥当ではない。
- ・ 発表には十分準備をしてほしい。個人的な感想を発表とするのはどうかと思う。
- ・ 意見交換の時間が少ない。個別発表の時間を制約するなどすべきではないか。
- ・ 一人一人の発言が長すぎる気がする。全員が発言するようにしてはどうか。委員が多すぎるのではないか。
- ・ 市民の質問者は、質問したいポイントを相手にわかりやすく伝える能力を身につけた方がよい。質問と企業発表者の回答とで食い違いが生じていた。企業発表者は、市民に対して、よりわかりやすく伝えようという意識が薄いように思われた。
- ・ 更に建設的な結論が得られるような意見交換の場が必要ではないかと感じた。
- ・ 市民、産業界、行政、学識経験者のそれぞれの主張が見られたが、今後の取組についての議論、方向性はないように感じた。
- ・ 円卓会議の議論内容を、もっと市民レベルまで普及して、波が出てくればと思った。
- ・ 中下委員の発言は極めて不適で、個人的考えは不要と考える。発言の立場は代表なのか、個人なのかが分からない。

- ・ 円卓会議の目標・目的を、持続可能な安全な生活のための産・官・学・消費者（市民）の調和とバランス、協調に再設定してはどうか。
- ・ 国、産業界から本音の話や説明が不十分である。市民側の不安や疑問に対して正面から対応していない。
- ・ 不確実性に関しても、更に議論が進むことを期待。

(SAICM について)

- ・ SAICM をテーマとしてタイミングよく取り上げた点は評価できる。 同様の意見、ほか1件
- ・ 国際的な取組として SAICM が採択されたことは非常に良いことである。
- ・ SAICM のような取り決めが、つい最近になってできたというのは意外だった。
- ・ SAICM に関わる理解が深まった。
- ・ 市民にとっての SAICM として、市民の責務という点についてももっと言及してほしかった。
- ・ 今後の SAICM への対応（それぞれの立場で、何を、どのようにするのか）を決めることが重要と感じた。 同様の意見、ほか1件
- ・ この問題は、今後、国民へ知らせる必要がある。
- ・ SAICM のような動きは一般市民にとっても極めて重要だと思う。この円卓会議のように、公、学、NPO 等による多面的議論とともに、それを一般の人にも理解させるための方法論の議論も必要と思う。
- ・ SAICM は概論的で、まだ具体的な行動レベルになっていない又は見えていないためか、議論にならないように感じた。化学物質に関する政策や対策は進んでおり、世界全体を含めて SAICM との関わりがあると思うので、次回は具体的な話題での議論を期待。
- ・ SAICM に関して 2020 年目標ありきだが、グランドデザインを構築する前段階で、各界の識者が参画して十分、検討・意見交換しないと、環境省単独、または各省バラバラでは絵に描いた餅となるおそれがある。
- ・ 会議での議論を具体的な行動を伴う連携まで、高めていくことが重要。
- ・ 村田さんの指摘は非常に興味深く、これに関しての議論がなかったのが残念。
- ・ 具体的に化学物質が管理された社会はどのようなイメージなのか。そしてそれを市民（ユーザー企業含む）に理解してもらえるのか。 現在のアスベストの問題等を起こさない社会の仕組みを作るのは難しいと思う。
- ・ 世界の中の日本として、SAICM の他の環境関連事項（RoHS、WEEE、J-MOSS 等）との位置付けがよく分からない。
- ・ アジェンダ 21 と SAICM の関係をもう少し詳しく説明してほしかった。
- ・ SAICM で最後まで問題となった点を紹介してもらいたかった。

- ・ 環境基本計画に SAICM を取り入れているというが、かなり内容に温度差があると感じる。

(市民参画について)

- ・ 市民参加の重要性を再認識した。 同様の意見、ほか3件
- ・ SAICM 国内実施計画の検討に当たっては、市民参加も考えるべきと思う。
- ・ 化学物質管理は専門的分野であり、産業界による主張と市民側の理解力アップの歩み寄りがないと実効性は無いと感じる。

(関係省庁への意見・感想)

- ・ 環境省は一生懸命、環境問題に取り組んでいるが、地方公共団体へのアプローチや指導の方はあまり見えていない。
- ・ 関係省庁は自分の職分しか考えていないように思う。衆知を結束して、人の幸せを目的とするのが世界の流れである。
- ・ 環境省が強力なリーダーシップで国内での施策を主導するよう期待する。

(化学業界への意見・感想)

- ・ 電機電子業界と化学業界の情報伝達の問題は、個々の企業の問題だと思われた。
- ・ 化学業界は中小の企業が多い。レスポンシブルケア、その他自主管理を大きな行動目標として進めているが、それを担保する仕組みが必要。
- ・ 日本の化学業界はレスポンシブルケアで自己満足しているのではないか。
- ・ 遅々として進まないが、化学工業界の意識が少し変わったように見える。一方で、「予防原則」という言葉を嫌うなど、変わっていないことも分かった。

(その他)

- ・ 国際的な行動として、POPs モニタリングや重金属などがある。管轄が異なるが、大気・海流をシミュレートする「地球シミュレーター」の性能向上はどのように扱われているのか。実施計画の立案の際に必要となるが、2002年に世界 NO.1 だったのが2005年4位まで下がっている現状を打開する必要があると考える。抜本的・前進的改革は、その上に成り立つのではないか。

Q 4. 今後の化学物質と環境円卓会議に期待することがあれば御記入ください。

(今後とりあげるべき議題)

- ・ 環境教育問題を、一度本格的に討議してほしい。(例えば、学年毎のカリキュラムのあり方など)

- ・ SAICM の日本の取組への市民参画の仕組みの議論（法的規制、自主的取組のいずれにも）をしてほしい。
- ・ GHS、POPs、VOC、PRTR、水質管理を議題にしてほしい。
- ・ 予防原則のあり方を議題にしてほしい。
- ・ リスクコミュニケーションはいかにあるべきか、利害関係者間での情報量の不均衡をいかに解決するかを議題にしてほしい。
- ・ アスベストなどの、管理がうまくいかなかった事例の総括を行う中で、これからの化学物質管理の仕組みを議論してはどうか。

（地方開催について）

- ・ 地方開催するようになったのは良いと思う。
- ・ 同一の議題で、地方巡業の頻度を上げてはどうか。
- ・ 全体の半分程度は、リスクコミュニケーションをメインとして地方開催すべき。
- ・ 地方で開催したときの要旨（議事録ではなく）を公開してほしい。

（開催頻度について）

- ・ もう少し頻度を増やしてほしい。 同様の意見、ほか1件。
- ・ 1年あたり3～4回開催してほしい。

（市民の定義について）

- ・ 市民側の委員が各種団体の代表者だったが、1～2名の一般市民（毎回変わってもいい）も含めてはどうか。 同様の意見、ほか1名。
- ・ 「市民」の考え方はやはり乖離している。化学工業界の人や行政を除く一般の人々を市民というのではないか。
- ・ 市民代表の立場が NGO 代表なのか個人なのかあいまいなので、明確化すべき。代表の交代が必要ではないか。「市民」という言葉を使わないべき。

（会議の告知・会議内容の広報について）

- ・ もっと幅広い国民、市民が円卓会議を傍聴すべき。
- ・ もっと様々なところで開催の告知を行うべき。
- ・ 本会議の内容を国民が用意にアクセスできる TV 放映や新聞等で公表すべき。

（会議の進行について）

- ・ 質疑応答にファシリテーターが積極的に介入して、両者の意見を正確に表現する手助けをすべき。質疑応答になってないと感じられる場面があった。
- ・ 専門家会議であるので、専門用語が飛び交うのは仕方がないが、もう少し分かりやす

い表現を使用してほしい。

- ・ 発表者や発表時間を減らして、意見交換の時間を増やすと良いと思う。
- ・ 産業側のメンバーは、堅く排他的にならずに、軟化態度で話をするとよいと思う。
- ・ 化学業界のメンバーはもっと個別発言してよいと思う。
- ・ 化学業界以外の下流産業が、もっと参画すべき。

(SAICM への対応について)

- ・ SAICM は「何のため」に考えられたのか、目的を見失わないように留意してほしい。地球生物の永続的な生命維持の為だと考える。
- ・ ドバイ会議の前に、円卓会議での意見をとりまとめて、日本の考えを主張して行くアプローチが望ましい。
- ・ 情報が分かりにくく、読むのに労力がかかるので、文章だけでなく、図やイラストを入れて、透明感のある、SAICM 連絡会議事録を作成するよう、市民の幅広い参加を求める一手段として検討してほしい。
- ・ SAICM の英文（原文）がほしかった。

(その他)

- ・ 内容は適切だと思う。
- ・ 一般参加者にも机が欲しい。
- ・ 政府の政策の企画の時点から市民が参加するという提案は賛成。採択前の環境基本計画に議論できたことは評価できる。
- ・ 現在は開催当初と比べて3者間の理解は深まっているのか疑問。単に自分たちの主張を述べているだけではないのか。

Q5. 化学物質のリスクコミュニケーションについて、行政に望むことがあれば御記入ください。

(リスクコミュニケーションに対する行政の全般的な姿勢について)

- ・ リスクコミュニケーションがなかなか進まない状況にあるので、国として具体的な行動、方法を示してほしい。
- ・ 積極的な参画を望む。
- ・ 行政は企業のためではなく、国民のために働くべきである。
- ・ リスクコミュニケーションよりも、行政があまりにも無知だと思う。化学工業界に対抗するためにも、もっと勉強してほしい。
- ・ リスクコミュニケーションについて、各省庁の統一認識がないのではないか。
- ・ 化学物質だけではなく、環境全般のリスクコミュニケーションに仕組みを変えるべき。

- ・ 産官学連携により、公募事業のような形で具体的取組を推進する必要がある。円卓会議の議題としてもとりあげてほしい。

(情報提供のあり方、提供すべき情報について)

- ・ 透明性のある情報開示はもとより、政策決定に至る過程の透明性がないと、開示したのみの一方的になってしまう。
- ・ プラスチックの成分を公開すべし。企業秘密はおかしい。
- ・ 化学物質及び規制化学物質を含む製品の公開データベースの構築を検討してほしい。
- ・ カタカナ語と PRTR 的略語を日本語で表現するほうがよい。
- ・ 市民向けの情報や Q&A など、分かりやすい情報を提供すべき。
- ・ RoHS 指令で非含有とされた有害物質の有無が分からない状況では、掴みようがないので有害物質の有無を明確にするとともに、そのリスクとメリットが分かるようにするようしてほしい。
- ・ 情報を探す上で手間がかからないよう、省庁の壁がなくなるとよい。
- ・ 企業が利害関係者と一体になって環境報告書を作成している事例を、広く市民に伝える機会を与えてはどうか。
- ・ 一般市民に対するリスクコミュニケーションの対応法の指針があればと思う。
- ・ 海外のリスクコミュニケーション状況に関する情報も教えてほしい。
- ・ リスクコミュニケーションの前提となるリスクアセスメントがまだ進んでないように感じるので、取り組んだ実績を情報公開し、それをもとにコミュニケーションの場を増やしてはどうか。

(意識啓発・能力向上・市民参加について)

- ・ 中央だけでなく、地方でも、関心を高めるように取り組んでほしい。
- ・ 市町村（特に小規模）レベルではほとんど関心がないのではないか？ 地方の町役場で PRTR の話をして、リスコミの推進を呼びかけても、県に任せているとの返事が実態である。
- ・ 内閣支持率の調査と同様に、常に化学物質に対する知識、関心度をウォッチして、周知のレベルアップを図る。
- ・ 市民参加が必要。
- ・ ドバイ宣言の市民社会の理解に努めることが必要。
- ・ 市民の関心が薄い。あるいは化学物質に関心のある市民層がリスコミの場に参加しない。リスコミの前段階としての市民のための啓発セミナーが必要。
- ・ リスクの考え方を普及すべき。
- ・ 化学物質の情報提供システム作りも大切だが、個人のコミュニケーション能力がなければ意味がない。知識が少なくても、コミュニケーション能力や、コミュニケーション

ンしたいという気持ちがあれば、円滑になっていく。コミュニケーション能力向上の施策も必要。

(化学物質の管理のあり方について)

- 化学物質を効率重視ではなく LCA の観点で評価しないと、アスベストや PCB のような物が多く発生してくる。野放しにしないことが重要。
- 自主管理も非常に大切だが、省庁の枠を超えたすべての利害関係者を含む監視機関での公正な評価と、企業からの全面的な情報開示と、開示に関わる不正・漏れに対する具体的なハイレベルの罰則を伴う法規制が必要。すべての利害関係者を含む監視機関へは環境に出る可能性のある化学物質のすべてのデータを開示させることを義務付けることが必要。監視機関の構成員には高度の守秘義務を負わせることで担保。

(予防的取組や不確実性に関する考え方について)

- リスクの不確実性の理解、リスクアセスメントの結果は一義的ではない。
- 予防原則の考えをどこまで取り入れるかに対して、積極的に検討してほしい。データのない化学物質についての不安解消も極めて重要。

(その他の主なコメント)

- 化学はわからないものではない。体系的に合理的に対処すれば、人間のためになる分野である。
- 身近な話題として、リスクコミュニケーションが思いうかばない。
- SAICM 実施計画とは何かがよくわからない。